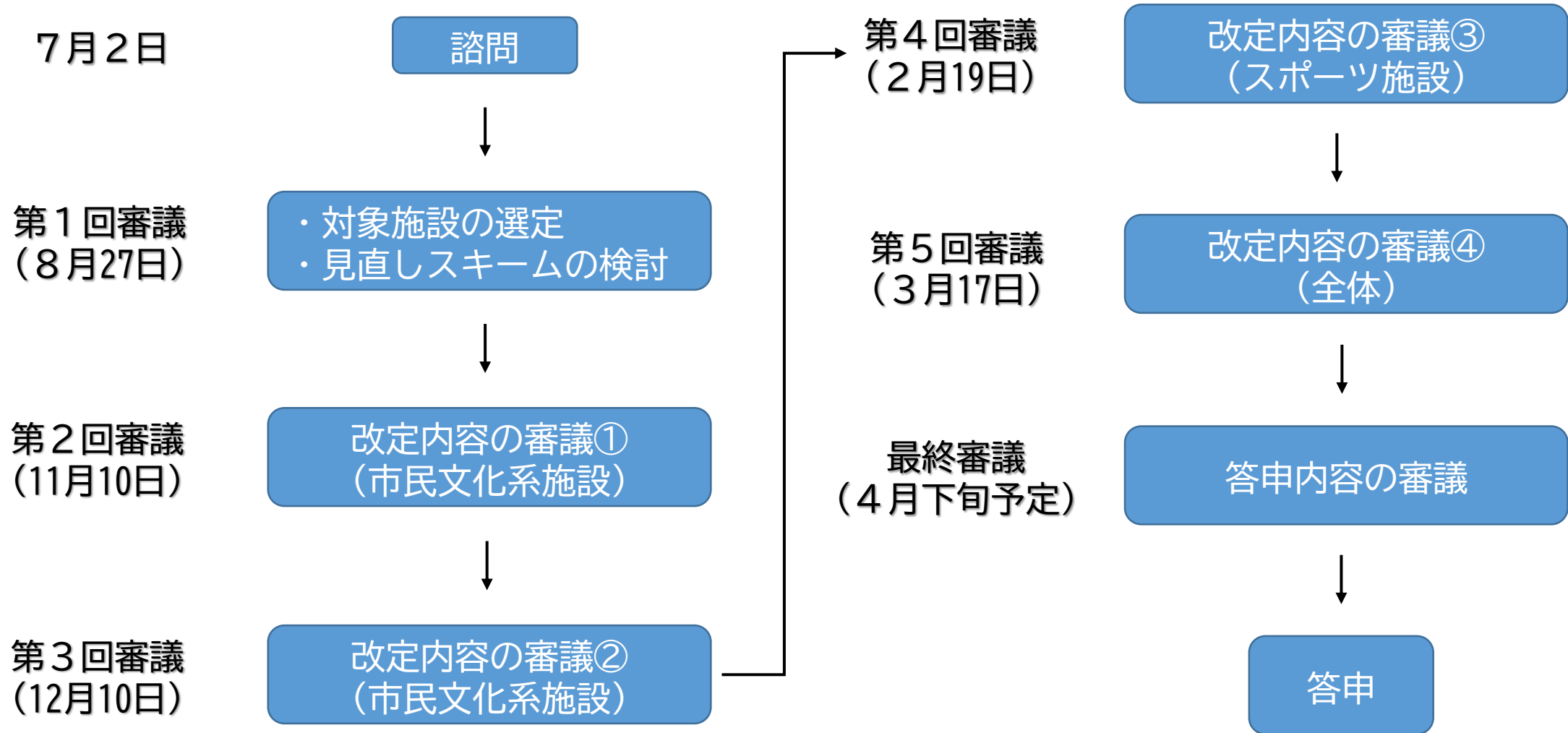


施設使用料の見直しについて

令和7年度第7回生駒市行政改革推進委員会（令和8年3月17日）

見直しフロー



施設使用料の改定方針

(1)社会教育施設使用料（1 m²・1時間当たりの単価×使用面積×使用時間により算定）

	利用者負担割合	各館共通単価	増加率	ホール単価	増加率
現行（B案）	47%	7.49円	—	10.02円	—
改正案（A案）	65%	12.50円	1.67	17.93円	1.79
改正案（B案）	44%	8.41円	1.12	13.84円	1.38
改正案（E案）	50%	9.62円	1.28	15.05円	1.50

各館共通単価の計算式

$$\frac{\text{各改正案の利用者負担対象経費（☆）}}{\text{各館（施設専用使用面積} \times \text{年間使用可能時間数）の合計}} = 1 \text{ m}^2 \cdot 1 \text{ 時間}$$

☆→ A案：減価償却費を除く各館維持管理経費の合計額

B案：減価償却費・人件費を除く各館維持管理経費の合計額

E案：各館維持管理経費の合計額×50%

※各館共通単価の維持管理経費について、音響照明業務に係る委託料は除く

施設使用料の改定方針

(2)社会体育施設使用料（現行の施設使用料×各改正案の増加率により算定）

	1 m ² 当たりの利用者負担対象額	増加率
現行 (b案)	502.45円	—
改正案 (a案)	1075.55円	2.14
改正案 (b案)	596.99円	1.19
改正案 (e案)	1387.81円	2.76
改正案 (f案)	—	1.28

1 m²当たりの利用者負担対象額の計算式

各改正案の利用者負担対象経費（★）÷施設の総面積

★→ a案：減価償却費を除く各館維持管理経費の合計額÷2

b案：減価償却費・人件費を除く各館維持管理経費の合計額÷2

e案：各館維持管理経費の合計額×50%

※ f案は、社会教育施設使用料の各館共通単価の増加率（1.28）を使用

施設使用料の改定方針（激変緩和措置）

今回の改定方針が市民活動に与える影響を考慮し、利用者が変化に適応するための時間を確保する必要があるか・・・

<参考>

- ・ 市民文化系施設においては、すべての利用枠において、改正額の適用日から3年間は増加額の半額（10円未満切捨）を加算し、4年目からは本来の改正額を適用する方針を示す予定。

採用案の選定および措置の実施有無・方法
について、ご審議お願いします。